



令和3年度 人権啓発推進員
経験者研修



人権問題の根っこ

部落差別とコロナ差別

— 人権教育と道徳教育 —

令和3年5月

松山市役所市民部人権啓発課 齊藤照夫

No.1

今回、お話し申し上げたいこと

No.2

はじめに…「人新世」の時代は、人権の時代

1 喫緊の人権問題は「同和問題」です

2 正しい知識の習得と活用

3 人権の基礎基本(内容、感覚、意識)

4 人権教育と道徳教育

5 コロナ差別、障がい者差別から学ぶこと

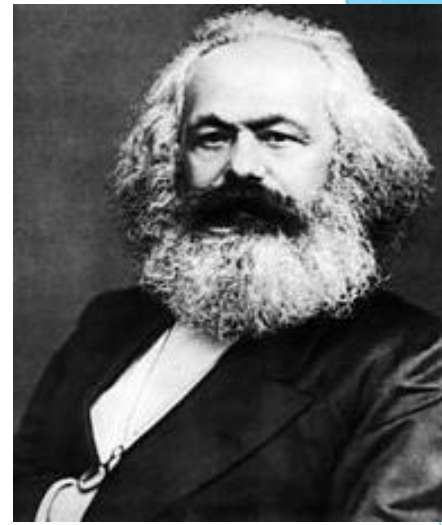
おわりに…今回のまとめ



ひと しん せい(じんしんせい)

「人新世」

ノーベル化学賞受賞者の
ドイツ人化学者パウル・ク
ルツツェンによって考案さ
れた「人類の時代」という
意味の新しい時代区分



『資本論』の中で
このことを予言

人類が地球の生態系や気候に
大きな影響を及ぼすようになった時代
⇒「森林破壊」「地球温暖化」
「人工知能(AI)革命」

No.3

No.4

SDGs(持続可能な開発目標)

1 貧困をなくそう



いのち、幸せ

2 飢餓をゼロに



いのち、幸せ

3 すべての人に健康と福祉を



いのち、幸せ

4 質の高い教育をみんなに



自由、幸せ

5 ジェンダー平等を実現しよう



自由、幸せ

6 安全な水とトイレを世界中に



いのち、幸せ

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



いのち、幸せ

8 働きがいも経済成長も



自由、幸せ

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



自由、幸せ

10 人や国の不平等
をなくそう



自由、幸せ

11 住み続けられる
まちづくりを



自由、幸せ

12 つくる責任
つかう責任



いのち、自由
幸せ

13 気候変動に
具体的な対策を



いのち、幸せ

14 海の豊かさを
守ろう



いのち、幸せ

15 陸の豊かさも
守ろう



いのち、幸せ

16 平和と公正を
すべての人に



いのち、自由
幸せ

17 パートナースhipで
目標を達成しよう



自由、幸せ

SDGs

(持続可能な開発目標)

No.5

人間社会が解決すべき課題

喫緊の人権問題 それは …「同和問題」です

～ 決して許しません

部落差別を

傍観者としての

社会も

自分自身も



No.7

部落差別解消推進法

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

部落差別解消推進法

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

心理的な部落差別➡差別行為

①部落の方たちは怖い。江戸時代までは罪人の処刑の手伝いをしていた。処刑と称して人を殺していた。

②部落の方たちには近寄らないほうがいい。汚れた衣服をまとっていた。その姿が今も目に焼き付いている。

差別

偏見

誤った
感性

部落の方たちは私たちとは違う、遠ざけたい、かかわりたくない

心理的な部落差別➡差別行為

①部落の方からは怖い。江戸時代までは罪人の処刑の手助けをしていた。何人か殺していき

②部落の方からは汚い。汚れた衣服をまわりの人が今も目に焼き付いている

差別意識

誤った感性

部落と私たちは私生活は違う、遠ざけたい、かかわりたくない

部落差別(結婚)の原因

No.11

『はじめての部落問題』
角岡伸彦著 文芸春秋
pp.107-147 引用・参照

①「家」という思想

「祖先から伝え継がれる血族集団」(『広辞苑』)である「家」を守るために、部落民との結婚は避けなければならないと考えること

不安 恐れ

②根強い「違い幻想」

- 在日外国人との違い…国籍、民族、言語、文化
- 障がい者との違い…障がい
- 性的マイノリティとの違い…性差、性的志向

(部落差別に対する)不正確な知識⇒「違い」があるかのように

部落差別(結婚)の原因

不安
恐れ

③同質志向と「異質排除」

自分の身内という「同質社会」の中に、結婚により部落民という「異質」が入ってくることへの拒否反応

不安
恐れ

④差別される恐怖

結婚により自分も家族も、そして生まれてくる子どもも部落民とみなされて差別されるのではないかという恐怖や不安

「はじめての部落問題」
角岡伸彦著 文芸春秋
pp.107-147 引用・参照

部落差別(結婚)の原因

不安
恐れ

⑤「普通願望」と「無難志向」

部落民、障がい者、在日外国人以外の「普通」の人たちと結婚するのが「無難」であるという意識

⑥気になる「世間」の存在

過剰に周りの目を気にするという、世間の目からという息苦しさ
あたかも「世間の奴隷」状態

不安
恐れ

「はじめての部落問題」
角岡伸彦著 文芸春秋
pp.107-147 引用・参照

部落差別(結婚)の原因

No.14

①不安 恐れ

②不正確な知識
誤った認識

理性
(よき心)

真実の学び

真実の学びによる

…「正しい知識の習得」

習得した知識の活用



正しい判断



不安や恐れのお払拭
…「良心(よき心)」
道徳教育の充実



人権教育の
充 実

では、部落差別の歴史を
ひも解いてみましょう

..... 決して許しません
部落差別を
社会も
自分自身も



部落差別の歴史を確認しよう①

- ◆ 古来、人々は天変地異などの災いを「ケガレ」(＝日常が壊れたこと)と考えた。
⇒ 葬儀、法要、祭礼など、日常を回復する「キヨメ」が必要
- ◆ 「キヨメ」という「なにか特別なことに携わる人」への畏怖⇒ ケガレに関わる人に対する賤視へ
※鎌倉時代には多様な被差別民衆が存在
- ◆ 江戸時代の封建的身分制度の下、身分・居住地・職能は一体的に相続。生活全般にわたる差別を受けた。

部落差別の歴史を確認しましょう①

【古代～中世】

ケガレ

死にかかわるもの

血にかかわるもの

出産にかかわるもの

キヨメ

特別な能力を持つ集団

忌避・嫌悪、畏敬の念

「道路の正常性を保つ」「行き倒れの人々の
吊い」「動物の死骸処理、加工」「庭づくりや
占い」「芸能や行刑の執行」など

No.19

部落差別の歴史を確認しましょう①

【古代～中世】

No.20

畏敬の念を持たれる対象から
忌避、排除される対象への転換

①惣村の成立による共同体意識の形成

仲間意識が強まり、自分たちの仲間とそれ以外の異なる者とを明確に区別、差別化
異なる者の排除⇒排除者が「賤視」の対象

②南北朝の動乱による価値観の転換

朝廷側の敗北による寺社などの宗教勢力の権威の失墜⇒畏敬の念の低下、うすれ

部落差別の歴史を確認しましょう①

文化への貢献(文化的功績)

枯山水の庭造り

能楽の体系化

茶の湯

占い(民間陰陽師)

華道

狂言等の舞台芸能

猿曳や鉢叩などの雑芸能

賤視

部落差別の歴史を確認しましょう①

【近世】

差別の強化

身分「らしさ」を強調する
法令

「宗門改帳」など
による身分、職業、
住居の固定化

差別を強制する内容の
法令

「役」負担による差別の助長

行刑役

…百姓、町人からの「反感」
「憎悪」「差別意識の高揚」

部落差別の歴史を確認しよう①

【近世】

差別されていた人々の
職業

「農業」「死牛馬処理」「皮革業、履物、染物、竹細工、灯心造りなどの製造業」「食肉業」「販売・運輸業」等

医学への貢献…人体解剖技術、医者、産婆、薬売り

民衆芸能の継承…歌舞伎、人形浄瑠璃、辻芝居・辻芸と呼ばれる大道芸に取り組む方々

No.23

部落差別の歴史を確認しましょう②

◆ 1871(M4)年:太政官布告(いわゆる「解放令」)

● 被差別身分の呼称は制度上廃止

⇒ 身分・職業ともに平民と同様とされた。

◆ しかし、

差別解消への対策なしは許せない

● 被差別身分であった人々への
差別・排除を解消する措置なし

「生活の困窮化」
ひどい仕打ちだ

● 行刑役の代わりに金銭での税負担へ

● 身分特有であった仕事への新規参入

⇒ 急速に生活が困窮化

これによる貧
困が新しい
差別を生む



部落差別の歴史を確認しましょう②

【明治時代以降】

差別が残された理由

No.25

① 経済的な問題

皮革業への自由な参入、特権の剥奪 更に剥奪後の保障無しの実情

地租改正による税負担の増

自由な職業選択の機会の剥奪

② 教育の問題

貧困や周囲からの差別により、十分な教育が受けられない

③ 日常生活の中での差別意識の問題

明治憲法や民法では「家」制度を重視したため、結婚の際に「家柄」や出身を最重視する風潮が強まった

【明治

No.26

①経済

近代になってからの
人々の意識や偏見、
社会制度の問題

寺権の剥
しの実情

増

②教育の問題

な職業選択の機会の剥奪

部落に対する偏見と差別は
「解放令」以降の方が
かえって強まったことも…

部落差別の歴史を確認しましょう③

No.27

- ◆ 1922(T11)年:「全国水平社」の創立(京都)
差別からの解放は自らの手で戦い取らねばならない
「人の世に熱あれ 人間に光あれ」

「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」

身分秩序意識は
なくならない

翌年、温泉郡
拝志村に
全国水平社
愛媛県本部
が置かれた

水
平
社

部落差別の歴史を確認しましょう③

- ◆ 1922(T11)年:「全国水平社」の創立(京都) No.28
差別からの解放は自らの手で戦い取らねばならない
「人の世に熱あれ 人間に光あれ」



人間はいたわるべきではなく、尊敬すべきものである

部落差別の歴史を確認しましょう④

- ◆ 1946(S21)年：日本国憲法成立・公布
第14条で法の下での平等を規定する
→ **依然として部落差別が
解消されないまま残存**
- ◆ 1951(S26)年：「オール・ロマンス事件」
雑誌「オール・ロマンス」に掲載された小説に
基づき、京都市が被差別部落を劣悪な状況で
放置していることから、行政としての責任を糾弾

行政に対する糾弾闘争の原型

No.29

部落差別の歴史を確認しよう⑤

- ◆ 1965(S21)年:「同和対策審議会答申」
➡「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明言
- ◆ 1969(S44)年:「地域改善対策特別措置法」
➡生活環境の改善、社会福祉の充実など同和対策事業を本格的に行う
- ◆ 1982(S57)年:「同和対策事業特別措置法」
- ◆ 1986(S61)年:「地对財特法」

差別解消、差別意識の根絶に至らない

No.31 部落差別解消（推進）法

満を持して制定、施行

平成28年12月16日施行

部落差別 解消推進法が 施行されました



2016年(平成28)12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。同法では、現在もなお部落差別が存在することを認めた上で、国に対し、部落差別の解消に関する施策を講ずるほか、相談体制の整備、教育・啓発および実態調査の実施を定め、地方公共団体に対しては、国との役割分担を踏まえながら、実情に応じた施策を実施することを定めています。

同和(部落差別)問題は、歴史的な発展過程で形づくられた日本固有の重大な人権問題です。「被差別部落」「同和地区」などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨害されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けたりする問題が、現在においてもなお存在しています。

同和(部落差別)問題は差別される人の問題ではなく、差別する私たちの問題です。問題を解決するには、自分自身のこととして「差別しない、差別を許さない」という正しい認識をもって行動することが大切です。

「部落差別 解消法」が 施行されました。



「部落差別の解消の推進に関する法律」が
2016年12月16日に施行されました。

全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、
部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会の実現をめざす法律です。

一人ひとりが違いを認め合い、
お互いの人権を尊重し合う社会を築いていきましょう。

「誇れる」人権尊重で
笑顔に～人にやさしい、人がやさしい

全ての市民が互いの人権を認め合い
尊重し合う社会(松山市)の実現

①学校等、家庭・地域社会、企業等における人権教育・啓発施策の推進

③総合的な**一体化しての推進体制**
松山市人権教育推進協議会
人権啓発ネットワーク協議会

②14の人権重要課題への
きめ細かな施策の推進

③効果的な推進体制の確立
行政内部、市民主体の推進

Plan

具体的施策

Action

Do

作成資料の見直し、改善
啓発グッズの見直し
各種講座や研修内容の改善
⇒効果的で機能的な内容
心に響く内容、魅力的内容をそれぞれ目指して

- 1 研究大会等⇒●人権教育研究大会
●人権フェスティバル
- 2 啓発活動⇒街頭啓発、パネル展示
人権標語、ポスター、絵手紙募集並びに展示
人権啓発資料作成・配付、HP公開、掲示等
- 3 研修活動⇒市役所人権啓発リーダー
並びに 人権啓発担当者 各研修会②
人権啓発推進員経験者研修②
人権啓発推進員養成講座④
企業向人権啓発講座⑥
市民、関係機関主体の各種研修会

地区人権教育推進事業
校別人権教育懇談会開催事業

市民の表情、啓発資料の配布状況
受講者による評価、レポート分析
参加者や受講者の態度、表情
カレンダー満足度、応募状況から

Check

No.32

「誇れる」人権尊重で
笑顔に～人にやさしい、人がやさしい

全ての市民が互いの人権を認め合い
尊重し合う社会(松山市)の実現

- 人権についての正しい知識を習得し、それを活用して人権が守られているかどうか、**正しく判断できる**松山市民
- 人権が守られていることを喜び、人権が守られていないことに腹が立つという、**人権感覚を身に付けた**松山市民
- 進んで人権を必ず守るぞという強い思いをもつという、**人権意識を自らが高める**松山市民

このような市民の皆様が育つよう、家庭、地域社会、そして学校が一体となって人権教育に取り組む松山市(**人権文化が確立した松山市**)を目指します

No.33 **人権啓発推進員の皆様の役割は大きいです**

学校は、人権教育への取組を公開し、家庭と地域社会に広めましょう

家庭は、会話の中に、意図的に人権感覚と人権意識を高める内容を日常的に取り込みましょう

地域社会は、人権啓発学習の場をたくさん提供しましょう



では、改めまして…

① 「人権」

② 「人権感覚」

③ 「人権意識」

について

基本となる内容を
簡潔におさえておき
ましょう

① 「人権」です こうとらえましょう

人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利

「人権擁護推進審議会答申」H11

人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利

「人権教育・啓発に関する基本計画」H14

生存

幸福

自由

いの

幸せ

自由

ち

が守られて

に

に

生きる

他の人の尊厳や価値を尊重し、
それを侵害してはならないという義務と責任

「人権侵害」

について、具体的に
見ていきましょう

ーコロナウイルス感染症に
かかわる人権侵害事例か
らー



S
N
S
の
実
際
で
す
書
込
み

人が死んだら殺人と同等だし、菌をばらまくのも傷害とか暴行レベル。痛い目見とけ。

逮捕されない方がおかしい。顔が出ようがこの先の人生終わろうが自業自得。

これって
人権侵害？



No.38



新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を 防止するための規定が設けられました！

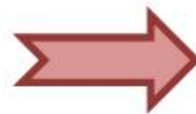
(新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律 令和3年2月13日施行)

新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

(感染したことを理由に解雇される)

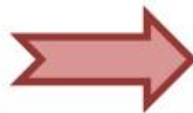


(回復しているのに出社を拒否される)



No.39

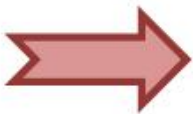
(病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される)



No.40



(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)



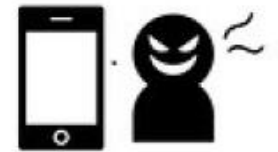
【愛媛県 誹謗中傷事例①】

「この顔に、ピンときたらコロナ注意 ●●で
初コロナ感染」と記されたチラシを配る

(感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する)



(無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される)



【愛媛県 誹謗中傷事例②】

「こんな施設、閉めてしまえ」「人殺し」と
松山市内の病院や高齢者施設に対する、SNS上での誹謗中傷の書込み

...なら殺人と同等だし、菌を
傷害と...

自分は正義の味方
あなたは悪の権化

差別心

誹謗
中傷

南海放送制作 ラジオドキュメンタリー
文化庁芸術祭ラジオ部門 **大賞受賞作品**
「**感染** —正義とは何か—」

番組エンディング
コメントでは…

正義の在り方について
私たちに問いかけています

No.43

①「私はマスクをしっかりとつけ、コロナウイルス感染防止のために細心の注意を払っているのに、注意を払わないなんて信じられない。かかっても自業自得。思いやりの心やいたわることなんかとんでもないこと。しなくていいよ。」
➡ 正義でしょうか？

②コロナウイルスに感染した人の名前や住所をかくすなんてとんでもない。チラシをまいてみんなに注意喚起をしてもらわんといかん。➡ 正義でしょうか？

「人権感覚」 「人権意識」

について、お話しま
しょう



① 「人権感覚」をこうとらえましょう

人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対にこれが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような「価値志向的な感覚」のこと



「価値志向的な感覚」とは、人間にとって極めて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味において、まさに価値を志向し、価値に向かおうとする感覚であるということを行ったもの

① 「人権感覚」をまとめてみます

感
知

自他の人権が
守られている

妥
当
性

望ましい
こと

自他の人権が
侵害されている

問
題
性

許せない
こと

② 「人権感覚」 から 「人権意識」 へ

感

自他の人権が
守られている

妥当

望ましい
こと

知

自他の人権が
侵害されている

問題

許せない
こと

人権擁護に徹し、人権
侵害を許さないという
強い思い

人権意識

「人権教育」

とはどのようなものかについて、具体的に
見ていきましょう



【人権教育をこうとらえましょう】

人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)H12

①知識の共有、②技術の伝達、及び③態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行うもの

国連「人権教育のための世界計画」行動計画 H16

人権という
普遍的文化の構築

多
様
性
の
受
容

人権を大事にしようという
思いをいつも持って
その通りに行動できる姿

相
互
の
人
権
尊
重

平凡の充実

《キーワード》

- ① 人権尊重の精神の涵養
- ② 人権という普遍的文化の構築
(人権文化の構築)

No.50

【人権教育で身に付ける内容です】

- (a) **知識及び技術**…人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身に付けること
- (b) **価値、姿勢及び行動**…価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化すること
- (c) **行動**…人権を保護し促進する行動をとること

No.51

【人権教育で身に付ける内容のまとめ】

知

その内容と意義についての**知的理解の徹底と深化**

情

それを共感的に受け止める**感性や感覚(人権感覚)の育成**

自分と他者との人権擁護の意識、意欲や態度の向上⇒人権意識、意欲や態度を**実際の行為に結びつける実践力や行動力の育成**

意

人権教育と道德教育

No.53

人権感覚



道德的心情

人権意識



道德的実践
意欲と態度

人権を守る
実践行動



道德的行為

引用：「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」(文部科学省)



では、具体的に見て
いきましょう…

「コロナ差別」
に対する人権
教育について
考えていくこと
といたします

新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！ 負のスパイラルを断ち切るために（part II）

日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部発行資料より

第三の感染症【差別】はなぜ生まれるのか？

新型コロナウイルスの3つの顔

第1の感染症



「病気」

No.55

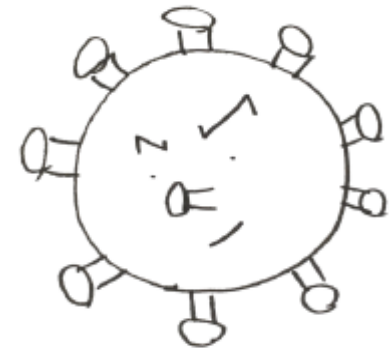
第2の感染症



「不安」

2021/2/1
8

第3の感染症



「差別」

55

ウイルスがもたらす

だいさん かんせんしょう

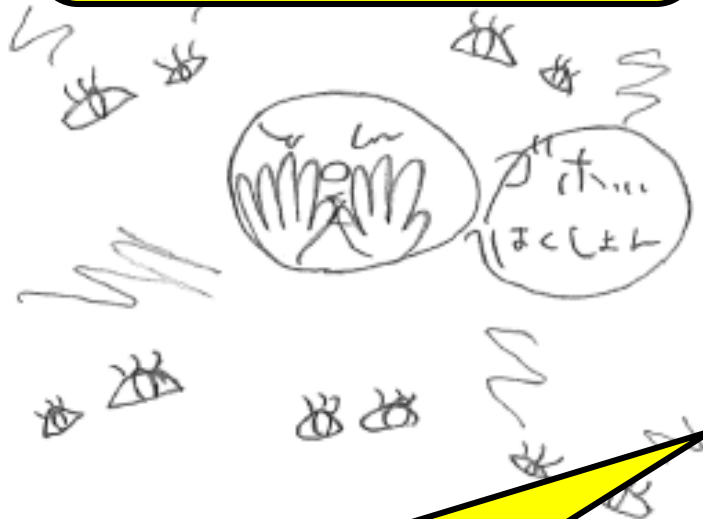
第3の“感染症”は

けんおへんけんさべつ

No.56

嫌悪・偏見・差別です

ウイルス感染にかかわる人たち、ものを遠ざけようとしています。



「〇〇地区は危ない」
「〇〇病院は危ない」
「マスクしていない人
非常識」

「〇〇幼稚園の関係
者は来ないでほしい」

不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激します。

ふあん おそ じんげん いの ほんのう

本能は無意識のうちに差別を行うようになる

なぜ【嫌悪・偏見・差別】は生まれるのか？

見えない敵、未知なる分からない敵
(ウイルス)への**不安**

本能

理性

敵はウイルスであ

特定の対象(見えるもの)を敵と見な
して**嫌悪の対象**とする

敵がすり替わって
しまう

**嫌悪の対象を偏見・差別し、遠
ざける**ことで束の間の**安心感**を得る。

本当の敵が見え
なくなってしまう

知らないうちに、本来の敵である【ウイルス】がすり替わり、
見えなくなってしまうことは、人と人との信頼関係や社会と
のつながりを壊してしまいます。

No.57

不安を煽ることは病気に対する偏見や
差別を強めます。

差別の
同調

不安を
あおる

偏見と差別
の激化

不確かな
情報

コロナの
やつ
出ていけ!

そうだ!

「不確かな情報」を拡げましょう。

偏見と差別に同調しないようこ

しよう。

【人権教育の推進試案】

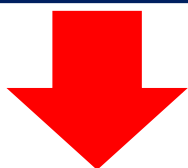
知

コロナ差別防止のために

情

その内容と意義についての**知的理解の徹底と深化**

それを共感的に受け止める**感性や感覚(人権感覚)の育成**



自分と他者との人権擁護の意識、意欲や態度の向上⇒人権意識、意欲や態度を**実際の行為に結びつける実践力や行動力の育成**

意

知

【人権教育の推進試案】 コロナ差別防止のために



【内容】(一例)

① 正確な情報をもとに不安を抑える

○ 一面的な情報に偏らず多面的な情報を把握

「検証も十分にできていないため、ワクチン接種はこわい。実験台として使われるようだ。

アレルギー反応もこわいな。」

○ 対話による情報の正しさの確かめ・吟味

「アレルギーがこわいから、接種しない。」

「インフルエンザワクチンもアレルギーの発症は同程度くらいだそうよ。」

知

【人権教育の推進試案】 コロナ差別防止のために



【内容】

②差別的言動への同調を決してせず、不安を抑える

○差別的言動であるかどうかを正確に判断できる

➡人権問題の内容を正しい知識として習得
習得した知識を活用し、繰り返しの判断
(人権意識、人権活動の日常化)

➡親しい人たちとの対話により、差別的言動であるかどうかの判断をともに行う

情

【人権教育の推進試案】 コロナ差別防止のために



- 人権が正しく守られていることについて、喜びやうれしさを感じることができる
 - 反対に人権が侵害されていることについて、怒り、憎しみや腹立たしさを感じることができる
- ➡人権感覚を磨く＝道徳的心情・感情が育つ

No.62

意

【人権教育の推進試案】

コロナ差別防止のために

自分の発見
ほめられる

自分と他者の人権を
擁護しようとする意欲や態度

自分の発見
すてきな

人権擁護の行為に結びつける

実践力や行動力の育成

過去に実際に擁護している自分、擁護するぞと思っている自分の再認識

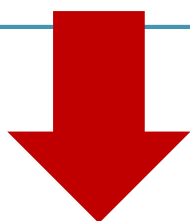
【クラスターとなったホストの方たちに対し】
「死ねばよい」「晒したらいい」
いうことをSNS上に書き込む。

【差別的取扱いをなくすための啓発活動に対し】
「この人たちは自分たちが好き勝手
なことをした結果、感染した。自業自得。
思いやり、いたわりはいらない。」

【クラスターとなったホストの方たちに対し】

「死ねばよい」「晒したらいい」

いうことをSNS上に書き込む



許さない



いのち

が守られて生きる



幸せに

生きる

人権侵害

書き込み絶対ダメ

【差別的取扱いをなくすための啓発活動】

「この人たちは自分たちが好き勝手な
ことをした結果、感染した。自業自得。

思いやりやいたわりはいらない。

幸せに

生きる

許さない

人権侵害

おかえり、ただいまが言い合える

「障がい者差別解消」



No.67

一人がやさしい

人にやさしいまちづくり

「優しい人たちが集う松山市」



●障害者に対する「差別禁止」について

「障害者基本法」に規定

No.68

【障害者基本法】

日本における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた法律。平成23年に改正された。

【法の概要】

- 1) 目的規定 (第1条関係)
- 2) 障害者の定義 (第2条関係)
- 3) 地域社会における共生等 (第3条関係)
- 4) 差別の禁止 (第4条関係)**
- 5) 国際的協調 (第5条関係)
- 6) 国民の理解 (第7条関係), 国民の責務 (第8条関係)
- 7) 施策の基本方針 (第10条関係)

【障害者基本法】

第2条（定義）

2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障がいの「社会モデル」の概念

見抜く
気付く

目



【社会的障壁】

障がいの「社会モデル」とは

＜例＞車いすを利用する障がい者が、
エレベーターの無い駅で階段を登れず、
電車に乗れない場面

【障がいの医学（個人）モデルの視点】（従来）

○電車に乗れないのは、足に障がいがあるからである。

➡ 障がいは「個人」にある

【障がいの「社会モデル」の視点】

○電車に乗れないのは、誰もが電車を利用できるように
駅の整備ができていないからである。

➡ 障がいは「社会」にある

見抜く
気付く



社会的障壁となり得るもの

No.71

【社会的障壁の例】

<ことがら>

- ・早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明を受ける事

<もの>

- ・段差、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号

<制度>

- ・納得していないのに入院させられること

<習慣>

- ・障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと
- ・障がいのある人が子ども扱いされること

社会的障壁は、障がい者が生活を送るうえで、生きにくさを感じさせる、社会にあるものすべてを指す。

へい せい ねん がつ つい たち
平成 28 年 4 月 1 日から

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう
障害者差別解消法

が スタートしました!

ほうりつ しょうがい ひと ひと たが ひと みと あ
この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、
とも い しゃがい めざ
共に生きる社会をつくることを目指しています。

せうめい せい に せい せい せい せい せい せい せい せい
(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

(前略) 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。 No.72

ふとう さべつ てき とり あつか 不当な差別的取扱いは きんし 禁止されています！

しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きよひ
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否
することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない
ひと じょうけん きんし
人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

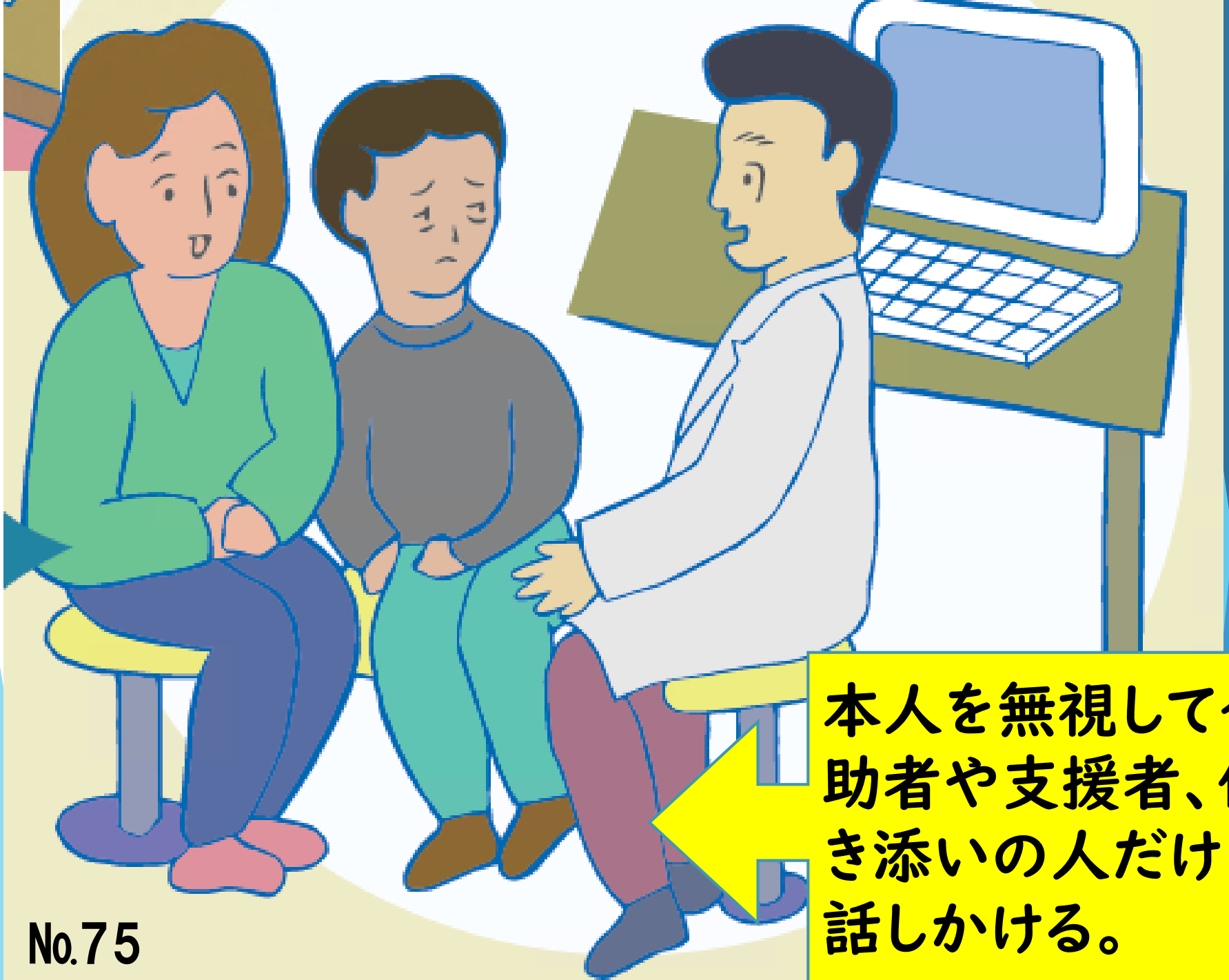
せいとう りゆう はんたん ばあい しょうがい ひと りゆう せつめい りがい え
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得る
つと たいせつ
よう努めることが大切です。

**第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、
(第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、)障害を理
由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすること
により、障害者の権利利益を侵害してはならない。**

ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい
〈不当な差別的取扱いの具体例〉



受付の対応を拒否される。



本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

受験や入学を拒否する。



障がい者物件はないと言って対応しない。

保護者や介助者が一緒にいないと、入店を断られる。



第四条 行政機関等及び事業者は、**社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため**、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第七条 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり(第八条 2 事業者は、その事業を行うに当たり)、**障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明**があった場合において、その**実施に伴う負担が過重でない**ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮**をしなければならない。

合理的配慮が

求められています！

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

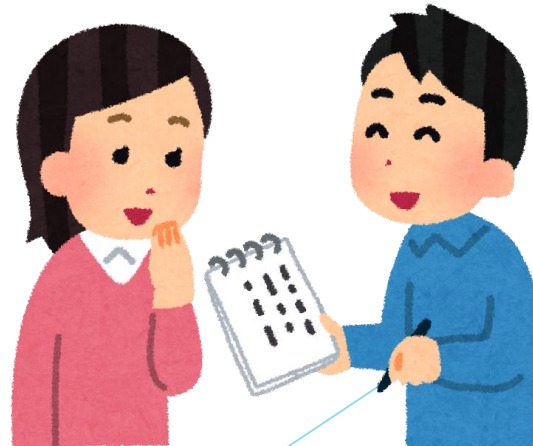
【合理的配慮】

「合理的配慮」とは・・・

障がい者が生活を送るうえで直面する

「社会的障壁」

に対し、必要な配慮を行うこと。



ごう り てき はい りよ
合理的配慮が

もと
求められています！

社会的障壁を取り除いて欲しい

合理的配慮の要請です

建設的な話し合いによる

配慮すべき内容の決定

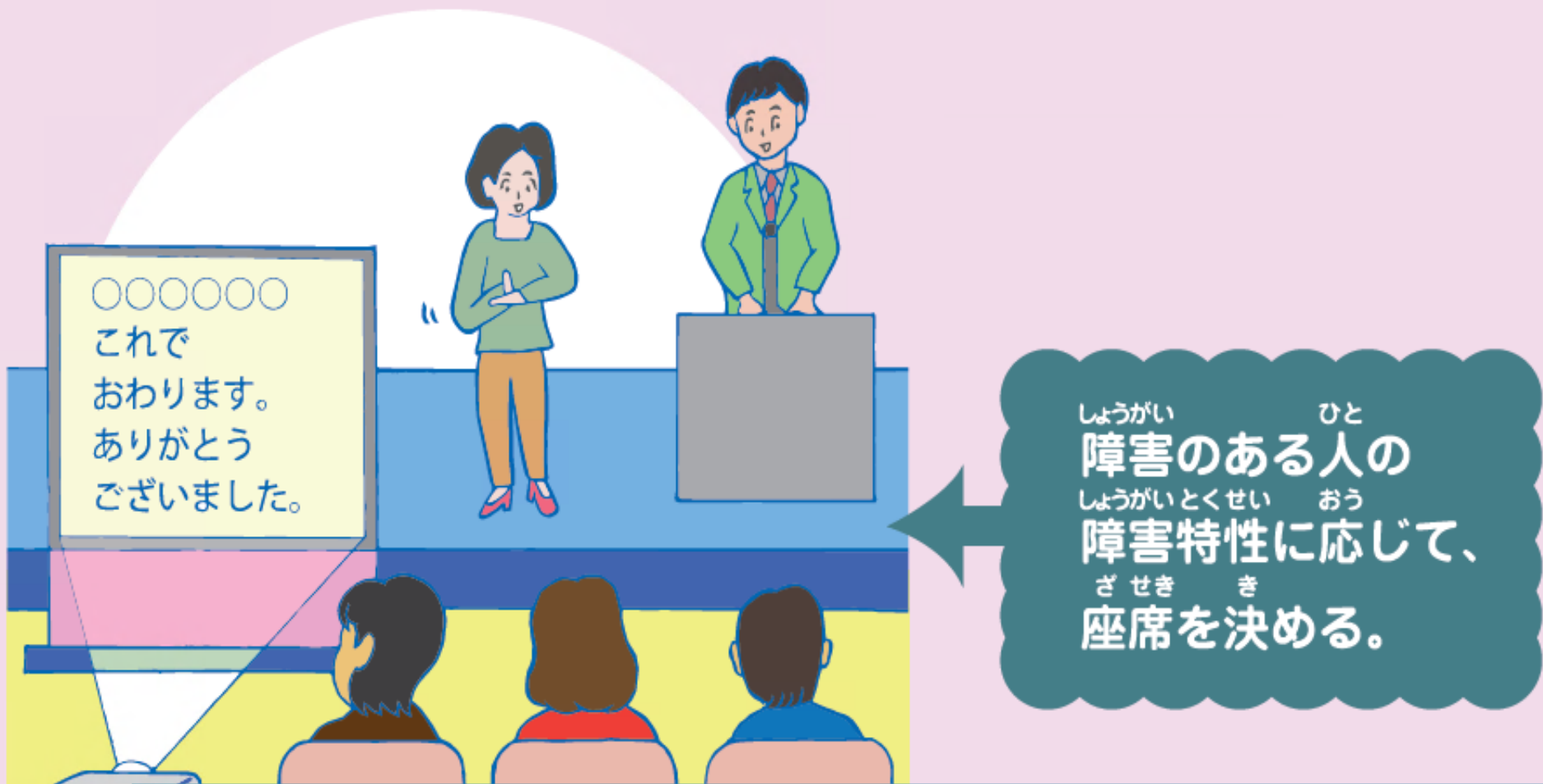
提供者

被提供者

両者が、納得の
上での「合意形成」

ごう り て き は い り ょ く たい れ い
〈合理的配慮の具体例〉

No.82



障がいのある人の障がい特性に応じて座席を決める。



しょうがい ひと
障害のある人から、
じぶん か こ むずか か
「自分で書き込むのが難しいので代わり
か つた
に書いてほしい」と伝えられたとき、
か か もんだい しょうい
代わりに書くことに問題がない書類の
ばあい ひと い し じゅうぶん
場合は、その人の意思を十分に
かくにん か か
確認しながら代わりに書く。

い し つた あ え
意思を伝え合うために絵や
しゃしん
写真のカードやタブレット
たんまつ つか
端末などを使う。





だんさ ばあい
段差がある場合に、スロープ
つか ほじょ
などを使って補助する。



では、まとめをします

① 「人権」に関することです

人権…「いのち」が守られ「自由」で「幸せ」に生きること

人権感覚…人権が守られていることを喜び、守られていないことを怒り、腹立たしく思うこと

人権意識…人権侵害を解決し、人権を守ろうという思いのこと

人権教育…人権を守る行動がとれるように系統的・計画的に手立てを講じて育むこと
(家庭教育、学校教育、社会教育の各分野で)



では、まとめをします

②人権侵害、差別に関することです

差別が起こるわけ…「コロナ差別」の事例をもとに

見えないもの、分からないものへの不安

➡人間の本能として自分を守ろうとする思いが強まる

見えるもの、分かるものへの嫌悪

➡見える、分かるものを嫌って、遠ざけ、自分の身を守る

差別し、遠ざけたことによる安心

➡自分の身が守られたことによる安心感に浸る
(本能の充足)

では、まとめをします

③本能を抑える理性を身に付ける術

不安の軽減…不確かな情報や噂を鵜呑みにしない
人権侵害に同調し、あおらない

正しい知識の習得・活用…いろいろな機会と場で学び続ける
学んだことを使う

人権文化の創造

人権感覚、意識の高揚…日常の生活の中で人権侵害に
気づき、怒りを感じる(日常化)

人権文化の創造

人権擁護の実践…日常の生活の中で人権擁護を繰り返
し行う(なすことによって高める)

まとめに代えて



人権を身近なものとするために

皆様が生きているということの側(かたわら)に人権(いのち、自由、幸せ)はいつもあります。その人権を「感性」で感知できるかどうか大切です。

ユルゲン＝
ハーバーマス
ドイツの
社会哲学者
対話のもつ
力を明確化

そのとおりですね。ひとつ心配なことがあります。その感知した人権が、その人特有のわがままなものであったら困りますね。

その判断は、「理性」である良心、よき心を磨けば大丈夫です。正しく判断できますよ。

よき心

理性



カント
哲学者
道徳実践者

No.89

カントさんのように素晴らしく高まった良心をお持ちの方ならいいですが、私は難しいです。ここに他の人たちとの話合いが大事になります。正しさを確かめ合うとよいですね。

【参考になればうれしいです…道徳教育の指導理念】

①indoctrination **修身科**

道徳の内容(「公正・公平、社会正義」とか「思いやり」など)を無批判に受け入れるように教え込むこと

注入

②inculcation

道徳の内容(「公正・公平、社会正義」とか「思いやり」など)を頻繁に、繰り返し教えることによって、心に焼き付けること

道徳科

内面化

価値伝達

伝達の道徳から創造の道徳へ～「人新世」を生き抜く力
「コミュニケーション能力」＝「新たなるものを創造する力」を高めるために

互いに
尊重し合う

互いの考えを
変えていく

Aさん
の考え

両者が
納得
合意
できる
新たな
考え

Bさん
の考え

自立・協働

協働・創造

多様性を認め合
おうとする意思


価値創造

合意点を創造し
ようとする意思

自立、協働、創造の姿(一例)

人権問題の根っこ～部落差別とコロナ差別 — 人権文化の日常化 —

もっと幸せに
なりましょう



地域社会において人権教育・人権啓発の推進リーダーとして取り組まれる人権啓発推進員の皆様がたよりです。今後とも地域社会の人権啓発のかなめとして、日々の地道なお取組を、お願い申し上げます。
おつきあい賜り、誠にありがとうございました。

92

No.92

松山市人権啓発課 指導員 齊藤 照夫